

平成30年9月 第3回佐々町議会定例会 会議録（2日目）

1. 招集年月日 平成30年9月27日（木曜日） 午前10時00分
2. 場 所 佐々町役場 3階 議場
3. 開 議 平成30年9月28日（金曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	永安文男君	2	浜野 亘君	3	永田勝美君
4	長谷川忠君	5	阿部 豊君	6	橋本義雄君
7	平田康範君	8	須藤敏規君	9	川副善敬君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄 剛君	副 町 長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総務理事兼 企画財政課長	迎雄一朗君	事 業 理 事	川内野勉君	総務課長	山本勝憲君
住民福祉課長	今道晋次君	税 務 課 長	大平弘明君	保険環境課長	藤永大治君
会 計 管 理 者	内田明文君	建 設 課 長	川崎順二君	水道課長	橋川貴月君
産業経済課長	藤永尊生君	農業委員会事務局長	金子 剛君	教育次長	水本淳一君

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本孝雄君	議会事務局長補佐	松本典子君

8. 本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第46号 佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第3 議案第47号 佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第4 議案第48号 佐々町教育委員会教育長の任命について同意を求める件
- 日程第5 議案第49号 固定資産評価員の選任について同意を求める件
- 日程第6 議案第50号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件
- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件
- 日程第8 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件

- 日程第9 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件
日程第10 議案第51号 佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件
日程第11 議案第52号 佐々町手数料条例の一部改正の件
日程第12 議案第53号 佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件
日程第13 議案第54号 佐々町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件
日程第14 議案第55号 佐々町国民健康保険税条例の一部改正の件
日程第15 議案第56号 平成29年度 佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件
日程第16 議案第57号 平成29年度 佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第17 議案第58号 平成29年度 佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第18 議案第59号 平成29年度 佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第19 議案第60号 平成29年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第20 議案第61号 平成29年度 佐々町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第21 議案第62号 平成29年度 佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第22 議案第63号 平成29年度 佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件

9. 審議の経過

(10時00分 開議)

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

皆さん、おはようございます。

本日は、平成30年9月第3回佐々町議会定例会の本会議2日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定によって、4番、長谷川忠君、5番、阿部豊君を指名します。

暫時休憩とします。議員の皆様方は控室のほうにお集まりください。

(10時01分 休憩)

(11時00分 再開)

— 日程第2 議案第46号 佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第46号 佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。
執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第46号 朗読）

次のページに履歴書等を添付しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。質疑、討論を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

議案第46号 佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

— 日程第3 議案第47号 佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第3、議案第47号 佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第47号 朗読）

次ページに履歴書等を添付しておりますので、御参照いただければと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。質疑、討論を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

議案第47号 佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議

ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

— 日程第4 議案第48号 佐々町教育委員会教育長の任命について同意を求める件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第4、議案第48号 佐々町教育委員会教育長の任命について同意を求める件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第48号 朗読）

次ページに履歴書等を添付しておりますので、御参照いただければと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。質疑、討論を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

議案第48号 佐々町教育委員会教育長の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

ただいま同意されましたので御挨拶をお願いいたします。

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

課題が山積する中で教育長再任ということで、身の引き締まる思いがしております。

多くの課題に、教育委員さん方の協力を、協議を通じて当たっていきたく思っておりますが、何よりも関係団体等をはじめとする町民の皆様方や議員の皆様方の御意見に謙虚に耳を傾けながら、総合教育会議での町長との協議、役場各課や県教育委員会との親密な連携を通じて、一朝一夕では解決できずとも、一歩ずつでも前に進めていきたいと思っております。

今後とも、御指導、御享受をよろしくお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

— 日程第5 議案第49号 固定資産評価員の選任について同意を求める件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第5、議案第49号 固定資産評価員の選任について同意を求める件を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第49号 朗読）

次ページに、履歴書等を添付しておりますので、御参照いただければと思っております。
どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。質疑、討論を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決します。
議案第49号 固定資産評価員の選任について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

— 日程第6 議案第50号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第6、議案第50号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意を求める件を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第50号 朗読）

次ページに履歴書等を添付しておりますので、御参照いただければと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。質疑、討論を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決します。
議案第50号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

— 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第7、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（諮問第1号 朗読）

次ページに履歴書等を添付しておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。質疑、討論を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略します。
諮問第1号 人権擁護委員候補者に対する執行の意見は適任ということで、議会は適任とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本件に対する議会の意見は適任とすることに決定しました。

— 日程第8 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第8、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（諮問第2号 朗読）

次ページに履歴書等を添付しておりますので、御参照いただければと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。質疑、討論を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略します。

諮問第2号 人権擁護委員候補者に対する執行の意見は適任ということで、議会は適任とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本件に対する議会の意見は適任とすることに決定しました。

— 日程第9 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第9、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（諮問第3号 朗読）

履歴書等を次ページに添付しておりますので、御参照いただければと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。質疑、討論を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略します。

諮問第3号 人権擁護委員候補者に対する執行の意見は適任ということで、議会は適任とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本件に対する議会の意見は適任とすることに決定しました。

— 日程第10 議案第51号 佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第10、議案第51号 佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第51号 朗読）

住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

それでは、1枚めくっていただきまして、佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正する条例。

佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、平成27年佐々町条例第32号の一部を次のように改正する。表、様式及び別表の改正、削除または追加。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち、下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち、下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

今回の改正につきましては、提案理由のとおりでございますけれども、新旧対照表にあります別表第1に記載されております事務の廃止に伴うものでございます。

まず、この新旧対照表改正前のほうになりますけれども、3、町長という機関の欄がございます。この横の事務の欄で、高齢者等の配食サービス事業に関する事務であって、規則で定めるものを削除するというものでございます。この事務につきましては、既に平成27年度で事業を廃止しております。その際、この廃止の理由につきまして、事業の利用者の減少であるとか、業務委託事業者が事業廃止の意向を示されたことであるとか、配食サービスを行う民間事業者の参入があったことなどから、当時、廃止をしたところでございます。

それから、2つ目ですけれども、その下の4、町長の機関の欄でございますが、その隣の事務の一人暮らし高齢者一声訪問事業に関する事務であって、規則で定めるものを削除するもの

でございます。この事務につきましては、平成29年度末をもって廃止をしている事業でございます。当初、この事業が起こったときには安否確認であるとか、孤独解消を目的として、一人暮らし高齢者に週3回のヤクルト配達を実施しておりましたけれども、週3回のヤクルトの配達を行わなくても介護保険事業であるとか、他の民間サービスの利用により安否確認が可能であること、それから、ヤクルト配達や新聞配達、配食配達事業者、郵便局などと高齢者見守りネットワークの協定を平成27年度に締結をしております、そういったこともあり、いわゆる高齢者の見守りネットワークの確立ができていたことといたことで、平成29年度末をもって事業を廃止したところでございます。

そういったことから、改正後につきましては、改正前の5、町長という機関の欄がございませぬけれども、ここの部分が2つ繰り上がった形で、こちらのほう太線の枠で左側、改正後の表に書いておりますけれども、そういった改正ということになっております。

続きまして、ページをめくっていただきまして、2ページの下段のほうになります。別表第2というところがございます。改正部分につきましては、3ページのところになりますけれども、ここも別表第1の改正に伴うものでございまして、改正前の機関のところの9、町長のところの太線で囲んだところでございます。ここの一番右側の特定個人情報の欄にあります、アンダーラインの部分になりますけれども、高齢者等の配食サービス事業に関する情報、一人暮らし高齢者一声訪問事業に関する情報を削除するものでございます。

最後のページになりますけれども、附則、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

2番。

2 番（浜野 亘 君）

すいません、一人暮らし高齢者の一声訪問事業なんですけども、ヤクルト配達を今までされて安否確認等を行われたんですけども、民生委員さんの仕事が増えるような形でちょっと思っていますので、民生児童委員協議会の御意見っていうのは聞かれたんでしょうか。質問させていただきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すいません、平成29年度をもって事業が廃止されておまして、すいません、30年度の予算の編成に際して、民生委員さんとどのような協議がされたか、申し訳ございません、今、私が手元でちょっと把握している部分がございませぬけれども、高齢者の見守りネットワークの関係では、民生委員さん方とは常に連携を図りながら事業を進めているところでございますので、そういった話はあったのではないかとこのように考えております。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（浜野 亘 君）

民生委員さんが回られるケースというのが、頻繁ではないと思うんですね。ほかにも、ちっちゃな子どもさんから高齢者の方までずっと幅広い業務をされておりますので、その点でいくと月に何回か訪問されるというような状況だと思いますから、頻繁に行かないといけないということになれば、また業務が増えられるので大変だなということでお聞きしたわけですので、その辺はきちっとやっていただきたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

はい、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論を終わります。
これから採決を行います。

議案第51号 佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

— 日程第11 議案第52号 佐々町手数料条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第11、議案第52号 佐々町手数料条例の一部改正の件を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第52号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

それでは、1枚めくっていただきまして、佐々町手数料条例の一部を改正する条例。

佐々町手数料条例、平成12年佐々町条例第10号の一部を次のとおり改正する。表、様式及び別表の改正削除または追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち、下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中、太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、当該改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

今回のこの改正につきましては、提案理由にありますように、都道府県から市町村への事務の権限移譲に伴うものということでございます。この新旧対照表にありますように、別表第1の種類欄、左側の種類欄につきまして、改正前のところ、この7、指定地域密着型サービス事業者指定申請等に対する審査手数料のところの表現が変更になるというものでございます。変更後、改正後のほうが指定地域密着型サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者等指定申請等に対する審査手数料ということで、権限移譲を追加でなされたものが表現として追加という形での改正をするものでございます。

また、ページがこの1ページから2ページのほうにまたがりましても、この手数料の額の欄につきましては、改正前の（2）のところの次に、指定居宅介護支援事業者指定申請に対する審査、1件につき1万800円というのを挿入をし、もともと改正前の3、4、5を一つずつずらす形で4、5、6というふうな形にし、その新しい6の次に7として指定居宅介護支援事業者指定更新申請に対する審査、1件につき7,200円を新たに設けて改正前の6を8と改めるものでございます。

この附則にありますように、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

すいません、事前に委員会のほうで御説明をさせていただいたときに、御指摘を受けておりました手数料の算定根拠につきましては、お手元に1件当たりの所要額の積み上げ資料として添付をさせていただいております。新規が1万800円、更新が7,200円ということでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

はい、質疑もないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第52号 佐々町手数料条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

— 日程第12 議案第53号 佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第12、議案第53号 佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第53号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

それではまた1枚めくっていただきまして、佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、平成26年佐々町条例第28号の一部を次のように改正する。

（条項等の改正等）次の表の改正前の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

（表、様式及び別表の改正、削除または追加）次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち、下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が、存在する場合には当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

それでは、それぞれの条文がどのような格好で改正されたかということで、少し御説明をさせていただきますだけだと思いますけれども。

まず、この条例につきましては、家庭的保育事業というのが人数定員が1名から5名という規模の定員のところになりますので、まず、佐々町には実際には存在する、そういった保育をなさっていないところがないということは、まず御説明を前段としてさせていただきますように思います。

それでは、めくっていただきまして、すいません、1ページから2ページにまたがる部分ですけれども、6条ということになります。今回の改正では6条の2項と3項が新たに追加する形

で規定をされております。この2項と3項の改正につきましては、家庭的保育事業と保育所等との連携という部分での対応する改正ということでございます。

これまでは、第6条のこの1項の2号に規定がありますがけれども、家庭的保育事業者等がいわゆる5人程度の保育をなさっているところの職員さんが、病気や休暇等により、保育の実施ができない場合、その代替保育を提供することについて、連携協力を行うのは、保育所や幼稚園、認定こども園というふうに、そういったところを確保する必要がありますよという要件になっておりました。

今回の改正によりまして、連携協力を行う保育所や幼稚園、認定こども園の確保が困難な場合においても対応できるという改正がなされたところでございます。その要件として、この2項の1号、2号というのが新たに規定されたというものでございます。この1号、2号でうたわれている部分の対象としては、表現の中では小規模保育事業というふうに書いてありますけれども、ここがいわゆる家庭的保育事業を超える6人から19人を保育する施設というふうに捉えていただければと思います。

また、事業所内保育というふうな表現がありますがけれども、これは小規模保育事業を超える20人以上の保育施設というふうな考えて、すいません、そういうふうな御理解いただければと思うんですけども、そういったところとの連携協力の対象事業所としての規定が、この1号、2号ということになります。この1号と2号の要件をクリアすることで、保育所や幼稚園、認定こども園に代えて代替保育を提供することができますよというものが、2項の追加ということになります。

続いて、その下の3項の1号、2号で、新たに規定されましたのは、家庭的保育事業者等が当該家庭的保育事業の場所以外で、代替保育を提供する場合には、小規模保育事業、先ほど言いました19人以下のところ、それから事業所内保育事業20人を超えるところで行わせることができるということでございまして、こうした弾力的な取り扱いを行うというふうなことで、要件としては連携協力を行うものとして、適切に確保しなければならないというふうな要件がなされているところでございます。これが6条の改正ということになります。

それから、3ページのところの16条でございましてけれども、この16条につきましても2項の4号が新たに追加で規定をされているところでございます。これまでは、2項の1号から3号におきまして、家庭的保育事業者等による食事の提供については、自園調理、いわゆる自分のところで調理ができない場合において、外部搬入先としては同一または関連法人連携施設であるとか、同一または関連法人が運営する事業所、社会福祉施設、医療機関であるとか、学校または共同調理場というふうに限られていましたけれども、それが今回の改正によりまして、家庭的保育事業では個人事業主が大半を占めるというふうな形になるものですから、4号を新たに規定をするということによって、保育所や幼稚園、認定こども園に食事の搬入を行っている事業者ということで、この要件はこちらのほうで改正後のところでアンダーラインをちょっと4号のところ引いておりますけれども、ここにありますように、給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面というふうなところの要件が満たされ、町が適当と認める事業者からの搬入が可能とされたというところでございます。

それから、この3ページの下の方ですけども、下から5行目ぐらいのところ、第2節小規模事業A型というのがございます。先ほど、6人から19人のところが小規模保育事業者という話をしましたけども、小規模保育事業者については要件等の違いでA型、B型、C型というのがあります。そのこのまず部分につきましては、A型ということになります。

今回の改正は28条のところと、めくっていただきまして、5ページのところに43条というのがございます。この2つが小規模事業者のA型とB型に係る部分で、改正内容は同一のものというふうに見ていただければというふうに思いますけども、この改正、今回のこの28条と43条に係る改正につきましては、建築基準法の施行令の特別避難階段の構造についての改正がなさ

れたことに伴うものでございまして、それぞれ28条、43条ともに当該保育室が階層4階以上にある場合の避難階段等、保育室の間の付室の排煙設備の規定についての改正ということでございます。いわゆる建築基準法施行令の改正に伴うものということでございます。

それから、めくっていただきまして、5ページのところになります。5ページの上の段の29条というのがあります。29条と31条というのが内容的には同じで、ただこの条例でいう第2節、第3節の小規模保育事業A型かB型かということでの違いということになります。これにつきまして、これと、それと、すいません、44条というのがございます。

めくって、6ページの一番下のほうにありますけれども、44条と47条というのがございます。7ページの中ほど上にごございます。ここににつきましては、事業所内保育事業に係る部分の改正というふうになっております。改正の内容につきましては、保育所等に係る保育士の数の算定ということで、これまでは保健師、看護師については保育士と見なす規定となっておりますけれども、今回の改正によりまして、准看護師を追加する形で、保育士とみなすということができるとい改正でございます。

続いて、すいません、資料の7ページということに、議案書の7ページのほうになりますけれども、附則になります。附則第2条の改正につきましてでございます。これにつきましては、食事の提供に係る経過措置でございまして、これまでの、いわゆる改正前までは、5年間の猶予が認められていましたけれども、今回の2項を新たに規定する形で、家庭的保育事業を行う場所で保育を行っている家庭的事業者、家庭的保育事業者については、経過措置を10年に延長するというものでございます。

それから最後になりますけれども、附則の6条から9条までが8ページの一番下のほうから9ページのほうにまたがって、10ページまでまたがっておりますけれども、この改正につきましては、今回の改正全てが、全体的がそうなんですけれども、待機児童を解消し、受け入れ拡大がひと段落するまでの間ということで、この附則の6条から9条まではその特例として設けられた改正ということになっているところでございます。

最後、10ページのほうになりますけれども、附則、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第53号 佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

— 日程第13 議案第54号 佐々町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第13、議案第54号 佐々町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第54号 朗読）

住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すいません、めくっていただきまして、佐々町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例。

佐々町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、平成26年佐々町
条例第29号の一部を次のように改正する。条項等の改正等、次の表の改正前の欄中、下線が引
かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中、下線が引かれ
た部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部
分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、
改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

今回の改正につきましては、この新旧対照表にありますように、第10条の3項5号におきま
して、もともとの改正前のところで「卒業した者」というふうに書いてありましたが、
今回、改正後では「卒業した者」の次に、括弧書きで当該学科又は当該課程を修めて同法の規
定による専門職大学の前期課程を修了した者を含むという表現が追加される形での改正とい
うふうになっているところでございます。

お手元に、資料をちょっと配付させていただいておりますけれども、これは文科省が公表して
いる資料ということになりますけれども、新たな大学制度としまして専門職大学、専門職短期
大学が31年4月から開設されるということに伴う改正ということになります。

この専門職大学の制度の改正については、ここにもありますように産業界からのニーズとし
て、より高度な実践力や新たなサービスをつくり出せる想像力を持った人材の強化、育成に向
けた対応ということで、大学進学へ向けた選択肢を広げる取り組みということになっているよ
うでございます。現在、文部科学省のほうで公表されている資料によりますと、全国で13の
大学、それから3つの短期大学が来年の4月開設へ向けた手続きをされているということで、
公表がなされているところでございます。

県内にも、公立、市立、国立も含めて大学がございますけれども、県内の大学、短期大学に
つきましては、来年4月1日から実施する予定はないということのようでございます。ただ、

大学によっては検討をされているというふうな情報だけは受けているところでございます。

すいません、最後のページの2ページのところですけども、附則、この条例は平成31年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第54号 佐々町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

（11時51分 休憩）

（11時51分 再開）

— 日程第14 議案第55号 佐々町国民健康保険税条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、議案第55号 佐々町国民健康保険税条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第55号 朗読）

保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（藤永 大治 君）

それでは、条例の中身に入ります前に、添付しております資料のほうを御覧いただきたいと思っております。

資料のほうで、条例改正の概要ということで、本年30年7月から厚生労働省職業安定局、ハローワークと個人番号を活用した情報連携が可能になりましたので、今回、所要の改正を行うものです。

手続の際に、個人番号をその申請書に記入することで、住民の方が行政機関等に提出する書類を省略することができるようになります。今回の改正によりまして、特例対象、被保険者等が申告する際に事実を証明する書類としての雇用保険受給資格者証の提示が必須ではなくなるものでございます。

この特例対象被保険者と非自発的失業者でございますけれども、これの国民健康保険税の軽減の概要というところでございますけれども、概要につきましては、65歳未満の方で雇用保険の適用がある事業所の勤務先の倒産または解雇などの非自発的な理由により離職した方は保険税が軽減されるものでございます。対象者、軽減内容、対象期間につきましては、こちらに記載をしておりますとおりでございます。

それでは、条例のほうに戻っていただきまして、佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

佐々町国民健康保険税条例、昭和41年佐々町条例第14号の一部を次のように改正する。条項等の改正等、次の表の改正前の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

条例の第22条の2でございまして、第2項でございまして、改正前は事実を証明する書類を提示しなければならないとなっておりますけれども、改正後には提示を求められた場合にはこれらを提示しなければならないということで、個人番号を活用したその情報連携によりですね、確認ができない場合には、これらを提示しなければならないということでございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第55号 佐々町国民健康保険税条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。
1時まで、暫時休憩といたします。

（11時55分 休憩）

（13時00分 再開）

- 日程第15 議案第56号 平成29年度 佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第16 議案第57号 平成29年度 佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第17 議案第58号 平成29年度 佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第18 議案第59号 平成29年度 佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第19 議案第60号 平成29年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第20 議案第61号 平成29年度 佐々町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第21 議案第62号 平成29年度 佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第22 議案第63号 平成29年度 佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15、議案第56号 平成29年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第16、議案第57号 平成29年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第17、議案第58号 平成29年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第18、議案第59号 平成29年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第19、議案第60号 平成29年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第20、議案第61号 平成29年度佐々町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第21、議案第62号 平成29年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第22、議案第63号 平成29年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件。

お諮りします。以上の8議案を一括議題とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号から議案第63号までの8議案を一括議題とします。

執行の決算説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、平成29年度の一般会計、特別会計の決算説明書の1ページと2ページを朗読させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

（決算説明書 朗読）

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

平成29年度佐々町一般会計、特別会計決算、会計ごとに町長が鑑の朗読をお願いしておきます。

それでは、日程第15、議案第56号平成29年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第56号 朗読）

議 長（淡田 邦夫 君）

実質収支の説明を企画財政課長。

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（迎 雄一郎 君）

お配りの平成29年度佐々町一般会計歳入歳出決算書をめくっていただきまして、実質収支に関する調書を説明させていただきます。

実質収支に関する調書、区分1、歳入総額59億3,039万6,000円、2、歳出総額55億2,807万3,000円、3、歳入歳出差引額4億232万3,000円、4、翌年度へ繰越すべき財源、（1）継続費通次繰越額ゼロ、（2）繰越明許費繰越額1億6,827万3,000円、（3）事故繰越額ゼロ、計1億6,827万3,000円、5、実質収支額2億3,405万円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

9番。

9 番（川副 善敬 君）

これ、特別委員会が決まりましたんで特別委員会で審査すると思いますけれども、詳細については特別審査委員会ですると思いますけれども、大きな内容については質問よろしいでしょうか。（議長「はい。」）してよろしいんでしょう。（議長「はい。」）

そしたらですね、まずもって昨年、企画財政が今道課長のときに、繰り上げ償還を、基金残高でお尋ねしますね。繰り上げ償還を減債基金2億5,000万で繰り上げ償還をしておりますね。そのときに、理由が、政府の経済諮問会議に民間があまり基金残高が各自治体が積み上がってるんで、これが来年度の交付税に影響しますからということで、県からみえて、そして減債基金で2億5,000万繰り上げ償還をしたと。いうことだったですね。

そして、これは、そしてその後、政府のほうでもいろいろ駆け引きがあって、地方自治体は税収に苦しんでいたけども、今は基金が積み上げてあるということで、上のほうで、ちょっと総務省と財務省のほうでちょっと考え方が違ったようですけれども、また4月になって、これをやはり積み上がっておるということで、諮問会議のほうは指摘をされておられますので、この基金において交付税、やはり基金をこれ以上積み増すことは、やはり交付税に影響するのかどうか。そして、昨年のこの決算において繰り上げ償還したのが、適切な財政運営であったのか

ですね。

それからもう一つはですね、基金が10年前に比べて、10年前が、33億が今、60億までに基金が決算であると、増えておる。それもあるということですけども、この中でお尋ねしたいのは、財調と減債基金はどこまでがうちの財政の中で持っているのは適正規模だと、この決算認定を踏まえて考えておられるのか。

そして、その基金の中で公共施設整備基金29億、これはずっと新しく、何年か前にこの基金をつくってから、ずっと積み上げてきておりますけれども、この昨年もこの基金を使っておらないということで、使っておらないことはいいことなんですけども、ただし、公共整備基金というのは、いざ、何とかがある場合につくるんですけども、もう昨今のように、こういうふうには、災害が多かったならば、やはり先般より問題となっておったこの役場の庁舎の新設ですね、耐用年数と比べて。よそのデパートなんかでも、話は違いますが、耐用年数で建てかえる金がないんで閉店するところ、投資もできないということで閉店するところが多いんですが、やはり自治体はこういう災害が多くなったならば、本部となる拠点、いつかも研修いきましたけども、災害の拠点と地方自治体の業務の拠点を一緒にして、例えば消防とか何とかを一緒にして、いざというときの、きちんとした、指揮的、機能的な庁舎をつくるのがいいんだというふうなふうで、政府の方針も発表されましたけれども、このまま公共施設整備基金、このままおいていかれるのか。それとも、役場庁舎基金として新たに設ける考えはないのか。これは私は8年前にも役場庁舎の基金について申し述べたんですけど、これ積み立てておれば相当な基金になったと思いますし、県庁でもどこでも、庁舎においては基金積み立てというのをやっておりますので、これについては町長の、課長では答弁できんでしょうが、これについては、この基金についての役場庁舎の建設の考え方と、この基金運用と、それが基金の積み立てにどう考えているのか。それを町長にこれはお尋ねします。

それからですね、財政力、これ決算監査委員の資料をお借りしますけれども、財政力指数が0.510と、昔は0.35か33やったですね。非常に、どこの自治体でもよくなったんですけども、財政はよくなっておるんですが、その中で資金運用の有価証券についてですね、私よく聞いておけばよかったんですけど、この有価証券についてはいつから始めてですね、どこに投資をされておるのか。

きょうはバブル以来、株価が最高になっておりますけども、2万4,000円。しかし、この高値がということで、一部の証券のアナリストについてはもう懸念が起きておりますね、下がるかもしれないということで。この有価証券についてはどのように運用をされて、金額は幾らなのか。

これをちょっとお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

暫時休憩します。

（13時22分 休憩）

（13時24分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

基金の関係で、庁舎建設のことでお話がありました。

このことにつきましては、なかなかまだ、必要性というのは私のほうも感じておるわけですが、まだ総務委員会にもお話をしていないし、それからもう一つは、やはり必要性というのはやはり認識をしておるんですけど、やはり耐震基準というのが満たしていない、役場庁舎というのは我々もよく認識をさせていただいている。ただ、これについては今後、方向性というのをですね、皆さんにお願いして図りながら、また議会のほうにもそういう、町としての方向性が決まったらお願いをして、もちろん先ほどお話がありましたように、庁舎建設基金とか、そういう方向性もですね、皆さん方にお諮りして、お話をしたいと考えておりますので、そのときにはよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（迎 雄一朗 君）

御質問いただきました基金の件ですけれども、基金の積み立てが全国的にも問題になって、まあ佐々町も先ほどお話いただいたとおりでございますけれども、その交付税に影響するののかということにつきましては、現時点ではまだそういったことが明確に示されていないということではございます。総務省はただ、そういったところも視野に入れながら、その地方財政計画を含めて今後の方向性を示していくということになってくるのではないかと考えております。

2点目の、この基金に関する財政調整基金、減債基金の適正規模につきましては、申し訳ございません、ちょっと今の段階では適正規模が、どの程度が適正規模なのかということについては、説明できるものを用意しておりませんので、また決算特別委員会等も含めてお示しできればと考えております。

あと、有価証券の資金運用についてなんですけれども、これは実際に始まったのは、失礼しました、始まったのが27年度から資金運用を始めております。それで、運用につきましては、取引先、大変申し訳ございません、国債と地方債を運用して、全体で20億の運用を行っているところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9番。

9 番（川副 善敬 君）

あとは、特別委員会の中で資料を出してもらいたいと思いますが、大事なところを確認をします。

私が、庁舎建設を言っているのは、結局、いろいろトイレ工事とかなんとかいろいろしよりますけれども、災害耐震度が足りない、そしてまた、そういうふうな防災庁舎と防災本部とを兼ねた役場、庁舎をつくれれば、今の場合においては補助金等とかね、そういうのが、私わかりませんよ、執行じゃないから。そしてまた、そこで基金を積み立てておけば、優先的に採択、国がするんじゃないかなど。補助金もそこら辺で発布のほう、そういうのがあるんじゃないかなどと思って、やる気を見せて基金を積み立てておったほうがいいんじゃないかと言っているんで、そこら辺の積立基金の運用と耐震がもたないということの申請、災害が多いから国の災害資金を出す。補助率がよくなっているのではないかと思うんですね。そういう中で、やはり基金というものを積み立てながらやるんだというようなことで、いずれしなければならぬんですから、そこにやはりきちっと、目的基金としてね、私はしたらいいんじゃないかと思ひます。これは、またきちんと整理して、そういう補助率の問題とか、採択、今は恐らく採択すると思

いますから、そこら辺の問題をよく研究していただきたいと思います。

それから、この交付金が幾ら投資しとるかわからんとでしょ、まだ。それはまだよかです、特別に。ただ、私がなぜこの質問をしたかといったら、かつてですね、親和銀行さんが福岡銀行と一緒になったときに、覚えとらすですかね、何十万か損しましたね。そして、今、須藤議員が言っていたんですけど、小さい、ほかにもみずほ銀行とか何とか必ずあったと私も思っておったので確認をしたら、それは今はもう整理したということですから、果たして、そういうふうな投資の方向にいくのがいいのか、そういう親和銀行の株価、恐らく何十万になったですかね、問題になったんですけど。そのときはもう、なんでこんななったとかちゅうてから、みんな言うたんですけどね。

だから、そういうこともあるんで、そこら辺の投資してそこら辺の損失の場合とかね、そういうものを心配しながら言っているんで、私としては自治体が、よその自治体もやっているからうちもやるといことじゃなしで、自治体がそういうふうにするのは、私はいいいのかなど。というのは、国は労働保険、簡易郵便局しかり、そういうものはちゃんと資金運用部で運用して、国の施策は財政政策が入っておりますからするけれども、地方自治体がね、投資をしてね、投機的な財政運営をやっているのかと考えておりますけれども、そこら辺の投資的な運用については、トップじゃなきゃわからんでは、27年からやっているんですね。どういうことで始められたか、それだけ確認をします、町長。あとは特別決算委員会で。

議 長（淡田 邦夫 君）

財政運用の。

暫時休憩します。

（13時32分 休憩）

（13時32分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

平成27年度から基金の債権をやっているということで、国債、地方債を買ってですね、資金運用をやっているわけでございます。この27年度からといいますのは、多分、皆さん御存じのように利息がですね、大変安くて、資金運用がうちの利子が入ってこないということで、基金運用をしたらどうかということで、よその自治体もやっているところもあったものですから、それで基金運用を行ったんじゃないかと。行ったと思っていますので、よろしく願いいたします。

ただし、やはりいろんなリスクというのが、先ほど川副議員からお話がありましたようにあるわけでございます。そういうリスクというのを、やはり十分見極めながらですね、やっぴかなければならないと思っていますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（阿部 豊 君）

1点、質問というか、町長のほうからですね、一般会計、特別会計、決算説明書の国の経済

状況及び地方財政計画、本町の決算概要等の朗読説明を伺ったんですけれども、3期目の初年度の決算だと思います。平成29年度、町長、そうですね。選挙時公約されていた課題等、政策実行がどうだったのか。何を申し上げたいかというですね、これ我々は決算説明書いただいていますから、ペーパー的に朗読される部分はわかります。せっかく本会議は住民の方々です、この本会議の状況を流しているわけですね、テレビ等ですね。

だから、町長が公約で掲げられた政策がどの程度、平成29年度、新規事業、改善事業、独自事業がですね、どのように行われて、どのような成果を上げたのかと。具体的なポイントをですね、説明の中でですね、上げていただければ、住民の方々も実にわかりやすい決算説明になれるんじゃないかと。その詳細においては、決算特別委員会が設置されましたから、これからの審査だと思いますけれども、メインとして29年度、どのような政策、課題を掲げ、繰り返しになりますけれども、こういった新規事業を上げましたとか、改善事業をこのようにしましたとか、独自事業をこうしましたとか、そういったポイントを示していただければ実にわかりやすいと思いますので、そういった御説明をいただければ、冒頭ありがたいと感じましたので、先ほどの説明はいただきましたが、できうればそういった部分をかいつまんで、平成29年度の総括としてですね、町長の政策実行がどのような成果を上げたのかというのを伺っておきたいと。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

いろんな政策といいますか、私は29年度のことし、この決算ですよ。29年度に選挙が通ったわけでごさいます、それでそれを今から実行するということやっていくわけですから、この30年度の決算はわかりますけど、29年度の決算というのは途中で、ただ私としては、今までの例えば子育て支援とか、保育料の値下げとか、そういうことを私どもがやってきたということで、いろんな電子黒板とかそういうこともやってきたということで、この29年度の決算というのは、今度はちょうど私が選挙で29年6月からですので、入りますよね。

だから、そこで、今から実績を出すように努力したいと思っていますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
5番。

5 番（阿部 豊 君）

29年の6月に改選でしたが、29年度の予算は暫定予算を当初計上され、実行予算を7月に組まれたというふうに認識しておりますので、古庄町政の予算だというふうに私自身認識しております。であれば、どのような目的を持ってですね、どのような成果を上げたというのを、住民の方々です、示していただくのは当然、あるべきと感じましたもので、再度、御回答いただければと。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

選挙のときの公約といいますか、そういうことを出していたのは、私、1つはまちなかの町

有地の活性化ということで、1つは鉄道官舎の跡地の問題とか言っていますので、そういうことをやりたいと、都市機能のさらなる充実に取り組むということ。

それから地域の自主防災組織の支援をすとか、そういうことをやっていますので、それから耐震性の役場庁舎の建てかえというのをどうするのかと。今は、庁舎内で役場内で検討をするようにお話をしていますので、そういうことを今、やっているということでございますので、そう簡単に6月からすぐにいろんな実績を上げろというのはなかなか厳しいんですけど、皆さん方の御支援を得ながらですね、一生懸命やっていきたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
5番。

5 番（阿部 豊 君）

最後に、できればですね、提案の際の決算説明、予算説明もですよ、全体ではなく、独自であつたり、政策事業、新規、改善、独自、町長の選挙であげられた、有権者が支持をして、政策を実行してほしいということで首長になられているわけですから、そういったポイントをですね、示していただければ、実にわかりやすい本会議のやり取りになるのではないかと思います。

詳細については、付託された委員会のほうでの審査というふうになろうかと思いますが、今後のあり方としてですよ、予算の計上に際しましても、決算の説明に際しましても、そういったポイントを主眼に説明をいただければ、見ている住民の方々もわかりやすいのではないかと思いますので、そここのところは要望をして終わりたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

私も、そういういろんな選挙で公約といいますか、そういう約束をしたところもたくさんあるわけでございますけど、私もそういうことなるべく反映はさせたいと思っているんですけど、やはり実際にこうやってみると、なかなか難しいところもあるわけですね。できるだけ私も、自分の思ったことはやっていきたいと思っていますので、今後、皆さん方の御協力、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかに質疑ございませんか。
8番。

8 番（須藤 敏規 君）

監査委員さんの意見書の中、28ページですが、経常的支出の維持補修費、人件費、物件費の増加が90%近くになっております。しかしながら、財政力は0.51伸び上っております。投資的的事业が90%近くだったら、もう残り10%しかないような気がして、ほとんど公共施設を整備するにしても、なかなか計画が立てられないということで、議会のほうに示されていないのかなと思うところでございます。

それはさておき、各課それぞれ人件費の中では、毎日日夜、仕事を12時過ぎまでなさっておられるようでございますけども、なかなか課の配置状況で、1人おれば、それ掛け何%、多く

おれば分母がたくさんおりますから、たくさん時間外が確保できる。その中から配分すればいい。というような状況で、時間外が配分になっているかどうかわかりませんが、そこら辺についての時間外のあり方、そういうのについて、町長はどのようにお考えかということ、1点お尋ねいたします。

それから、9月5日の西日本新聞にまた出ておりますが、九州10市町で非正規50%超が地方自治の総研の調査で出ております。さすがここでは1番になっておりまして、佐々町が。66%が非正規職員を雇って、たくさん雇って、職員も時間外をして、仕事を効率的に行われておるところでございますけども、そこで、先般前から私、兼業禁止とか副業、兼業、職務専念義務を一般質問で行っておるんですが、前を言いますと、アパート経営とかクリーニング、いろんなもろもろの方は自主退職なさっております。今回、聞きましたら、許可をしたということで町長のほうが、聞いておるんですが、その副業についての町長の許可基準はどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

時間外の配分についてでございますけど、今現在、町として1人当たり1時間、1人当たり年間250時間ぐらいを見込んでやって、配分をしているわけでございます。その中でやはり、各課、課長さんがですね、予算要求時には必ず責任を持って、自分たちでやっていただく、ただ災害とか消防関係ですね、そういうことがある場合は、別に町として総務課より配分するとか、そういうことをやっているわけでございますけど、実際的にはそういうことで制限はさせていただいているんですけど、やはり、なかなか仕事はかどらないところもありますし、それは課長さん方にもお願いをして、私も何回も年間お願いして、物件費の上がらない、人件費が上がらないような、時間外が上がらないようなですね、お願いをしているわけでございますけど、どうしてもずれるところがあるということで、今後やはり、庁舎内でもよく話し合いをしながらですね、時間外については解消していかなければならないと思っております。

それから、兼業については、ちょっと私。

議 長（淡田 邦夫 君）

暫時休憩します。

（13時45分 休憩）

（13時47分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど、兼業の件でお話がありました。町としましては、人事院規則の、営利企業の役員との兼業ということで、それに基づいて運用をしているということでございまして、確かに1人申請があつておりまして、そういう、その方は親から継承しているということでございまして、それに準じて決裁をしたということでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8番。

8 番（須藤 敏規 君）

国では、各種、県の人事委員会とか、国は国で決めてあるようなんですけど、今、働き手がないということで、働き方改革のほうで検討なさっているの、先行してされるというお考えなのかですね。国は働き方改革で、内閣総理大臣宛てにですね、これ何ですか。井坂信彦さんという衆議院議員が質問状を出しているんです。兼業禁止について。結論としては、民間まではいかないけど、国家公務員がそっちの方向で行くべきであろうということなんですけど、今までの法律に則ってすべきって書いてあるんです。内閣総理大臣から本人宛。いろんなことを働いて懲戒処分を受けたり、教育次長が6年間にわたりテニスコーチですか、報酬を85万いただいておって懲戒免職を受けてとか、降格処分になった事例とか、いろいろ事例を書いて質問状を出してあるんですけど、要は今の人事委員会の規則に則って処理をなさって書いてあるものですから、そのように処理されたのであれば、委員会の中で所得制限が幾らだったのか、各要件がございまして、そこでお尋ねしていきたいと思うんですけども。

たくさん、職員、臨時職員あって、少ない職員とか非常勤がたくさん、百何十人おる中で、管理職の方がある程度、600万から700万、ある人が副業、兼業するなら、本来の業務ができないのではないかというのが、国の趣旨なんですね。主事とか、悪いですけど、そのくらいの方だったら生活に困るから副業を認めてやろうじゃないかという法の趣旨だろうと思います。

特別に消防団員とかっていうのは特例区か何かしりませんが、認めていいんじゃないかという見解もあります。そういうことで、町長が今言われたら、そういう考えで、今後もやられるわけですか。ほかの職員さんが5時から帰って副業したいということであれば、中身によっては認めていくというお考えなのか。お尋ねをしておきます。それなら5時に帰って働いたほうがいいですもんね。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

町としては、やはり取扱要領とか規則を、規定をつくる必要がありますけど、やはり人事院規則によってやっています。その方は多分、親からの相続でやっておられるので、私は多分、それを印鑑押したと思います。そういうことで、もう一回よく、内容を精査してやっていきたいと考えておりますので、よろしく願いしておきます。

議 長（淡田 邦夫 君）
いいですか。ほかにございませんでしょうか。
2番。

2 番（浜野 亘 君）

すいません、譲り合っておりまして申し訳ございません。

2点、先ほどの須藤議員さんの質問の後の回答でちょっとお聞きしたい部分がまず1点あります。ちょうど総務理事をされていたときに、私が申し上げたと思うんですけども、先ほどの質問は時間外手当が職員に対して、職員が人数が多ければ金額が大きくなりますよね。それにパーセントを掛けると、職員が多いところが仕事ははかどるわけですね。職員が少ないところにとってみれば、パーセントを掛けると本当は時間外をたくさんしないと追いつかないわけで

すね。一律にされるというのはどうかなということの問題提起したはずなんですけど。職員が少ないところに、当然ながら、今ずっと6人ぐらい職員増えていますよね。増えたところが時間外手当が大きくなる。作業量が要するに少ない職員数のところに作業量が多いところは、やっぱり時間外をしないと追いつかないです。だから、そこら辺は一律というのはどうかなというふうに思って、前言ったと思います。

1つ聞きたいのが、監査委員さんの意見書の中に、27ページなんですけども、基金の現在高の状況ということで見てみますと、教育長に尋ねてもお答えになれないと思いますので、町長に質問したいと思いますが、体育文化振興基金、これは嬉しいことではあるんですよね。九州大会や全国大会にもうずっと行かれて助成をされているということでいいことだと思います。ただ、当初の予算では年間200万ぐらいだったと思うんですよ。それがもう400万、だから年数が結果5,000万から原資がずっと取り崩して、いずれなくなる年数が短くなってきているので、そろそろ考えていけないといけないんじゃないかということ、ちょっと質問させて、よろしくをお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

体育振興基金、それから時間外の手当ということで浜野議員からありましたけれども、できますならば体育振興基金というたら教育委員会の担当ではないかということ、思っております。そうですか、そしたら町長から答弁しますか。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

時間外手当については、先ほど私が申しましたように、一人一律150時間ということで配分しようということをお話をいたしました。町としまして、我々としましてやはり、いくら人数によって少ないところに少なく配分すると、多いところは多く、配分でゆっくりできるんじゃないかというお話でございましたので、そこら辺をですね、各課長さんによく話を聞いてですね、配分についてはよく見直しをさせていただきたいと思っています。

ただ、少ないところはそれだけ仕事が少ないという、今まではですね、私はそういう話を聞いていたものですから、そういうことで配分は一律に配分していたということでございます。

それから、体育振興基金という、今、佐々町内の人たくさん体育部のほうで活躍をしていただいて、多くの全国大会とか、各大会に行っていただいて、やはり原資が足りない。やはり先ほど申しましたように、利子が安いわけですね。原資が足りなくなって、今、果実を食べているということで、将来的には多分、なくなる可能性もありますので、そこら辺はやはり皆さんと協議をしながらですね、要するにこの基金についてどうするかというのは、対策を打っていかなくちゃならないと思っていますので、やはりそれを今までやっていたのをとめるということではできないと思っております。そういうことで、町としてどうするのかというのは、やはり教育委員会と協議をしながらですね、やっていきたいと思っていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（浜野 亘 君）

町長が発言されたのを訂正するのも何ですけど、果実ではなくて原資が少なくなっているということで、その部分を考えないといけないんじゃないかと。よろしくお願ひします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
果実じゃなくて原資ですね。原資を今食っているということで、大変申し訳ございません。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（平田 康範 君）

今、質問されていますけど、内容を聞きますと、小さなところまで入ってきているんですね、内容が。ですから、そういったものは今回、特別委員会ができたわけですから、そこで聞いていただくようにしていただだけませんか。

議 長（淡田 邦夫 君）

その特別委員会の中に町長がおいでの、町長から聞きたいという意見もおありだということで思っておりますので。

1番。

1 番（永安 文男 君）

私はもう単純に聞いて、単純に答えていただければいいんですけども、23年の3月に佐々町の総合計画を立てられて、前期計画が27年度までに終わって、28年度から後期計画に入ったという中でですね、やっぱり質問もした経緯があるんですけども、その前期計画の検証を踏まえて後期計画をつくられたという中でですね、その前期計画の検証を踏まえてパーセントとかの質問をしたときに、50%もいっていない、40%前後ぐらいだったと思うんですけども、今度29年度は28年度から入って29年度、その総合計画の後期計画の中で位置づけられたときにですね、この決算書のくだりには総合計画の実現に向けて努めましたというようなことが書いてあるものですから、その辺で今、後期の2か年目に入った、こういう29年度の決算の中で、どういうふうな考え方でこういうふうな記述になったのか、お尋ねしてですね。

今後、後期計画10年の一番大事な、佐々町が一番大事な総合計画なんですけれども、その辺の捉え方、達成率の問題はいろいろな見方が違うものですから、達成率でどうこうということは言えないかもしれないんですけど、さっきの阿部議員の質問とかぶる部分もあるかもしれませんけれども、そういうふうなことでですね、総合計画に対する町長の考え方なりをお尋ねいたしたいと思っておりますけど、よろしくお願ひします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

総合計画の29年度の決算でどれくらいだったのかというのは、その検証はまだ、そういうことをやっていないわけでございますので、それはやりたいと思っておりますけど、どちらにしましてもやはり、我々としましては、総合計画、10年計画立てているわけです。今、後期の入っているということでございますので、やはりそういう総合計画の目標を達成しながら、達成を目標にしながらですね、やっていかなきゃならないと思っております。

しかしながら、やはり先ほど申しましたように、いろんな学校施設とか、いろんな耐震とか

冷暖房もそうですけど、そういういろんなことがですね、起こる場合もあるわけですね。災害とか。そういう中で、やはり限られた財源というのもあります。全体的に、やはりそういうことをしながら総合計画を見つめてやっていかなきゃならないと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

単純なことで、この中にですね、やはり29年度の部分で目標の達成度を図る、指標について進行管理を行い総合計画の実現に向けて努めましたとあるものですから、その29年度だけでどういうふうな努め方をされたのかということからの質問だと思うんですが。

それからあとは、今、全体的に総合計画が基本ベースになって、これが上位計画ですね。その下に佐々町の公共施設等総合管理計画というのが今、組まれていると思うんですけども、その辺の絡みでですね、学校教育施設の問題とか、いろんなことがあるものですから、そこら辺の連携等の考え方、当然、事業の進捗率なんかの問題ですね。40年間、50年間の先の計画まで踏まえたところで、その総合計画というのがどういうふう to 実現していくのかということ、ちょっとお尋ねしたかったもんですから。その辺で。

管理計画の関係とか、その総合計画との関係ということですね、29年度でどういうふう to 考えられて、対応されたのかということの一つ、お尋ねしておきたいと思います。細かいことについては、特別委員会、決算特別委員会のほうでお尋ねしていきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

29年度の一般会計の決算説明書の60ページを。60ページを見てもらえればいいんですけど。ここに総合計画の後期計画目標値というので出しております。それで、平成29年度の現状値というのもここに出させていただいておりますので、これを踏まえて、ちょっと町としてはやっているということでございますので、またそれは、別の委員会の折にも説明させますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

永安議員、もしもあれであれば、決算のときのあれで確認していただきたいということを思います。

ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ないようでございます。質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号平成29年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号平成29年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会へ付託されました。

10分まで暫時休憩とします。

(14時03分 休憩)

(14時10分 再開)

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16、議案第57号平成29年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

(議案第57号 朗読)

保険環境課長をもって説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（藤永 大治 君）

それでは、1ページをお開きください。実質収支に関する調書。

1、歳入総額17億7,215万1,000円、2、歳出総額17億50万4,000円、3、歳入歳出差引額7,164万7,000円、4、翌年度へ繰越すべき財源、(1) 継続費遞次繰越額ゼロ、(2) 繰越明許費繰越額ゼロ、(3) 事故繰越繰越額ゼロ、計ゼロ。5、実質収支額7,164万7,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

(「なし。」の声あり)

質疑もないようです。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号平成29年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第57号平成29年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会へ付託されました。

日程第17、議案第58号平成29年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とし

ます。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第58号 朗読）

実質収支に関する調書につきましては、住民福祉課長をもって朗読させますのでよろしくお
願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

それでは、すいません、1ページをお開きいただければと思います。実質収支に関する調書。

区分1、歳入総額金額11億3,677万5,000円、2、歳出総額10億8,986万6,000円、3、歳入歳
出差引額4,690万9,000円、4、翌年度へ繰越すべき財源、（1）継続費通次繰越額ゼロ、（2）
繰越明許費繰越額ゼロ、（3）事故繰越繰越額ゼロ、計ゼロ。5、実質収支額4,690万9,000円、
6、実質収支額のうち、地方自治法233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

すいません、27ページをお開きいただければと思います。

サービス事業勘定のほうになります。

区分1、歳入総額金額260万8,000円、2、歳出総額227万7,000円、3、歳入歳出差引額33万
1,000円、4、翌年度へ繰越すべき財源、（1）継続費通次繰越額ゼロ、（2）繰越明許費繰越
額ゼロ、（3）事故繰越繰越額ゼロ、計ゼロ。5、実質収支額33万1,000円、6、実質収支額
のうち、地方自治法233条の2の規定による基金繰入額ゼロでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号平成29年度佐々町介護保険特別会
計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第58号平成29年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決
算認定の件は、決算審査特別委員会へ付託されました。

日程第18、議案第59号平成29年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議
題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第59号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（藤永 大治 君）

1 ページをお開きください。実質収支に関する調書。

1、歳入総額1億3,911万6,000円、2、歳出総額1億3,681万7,000円、3、歳入歳出差引額229万9,000円、4、翌年度へ繰越すべき財源、（1）継続費通次繰越額ゼロ、（2）繰越明許費繰越額ゼロ、（3）事故繰越繰越額ゼロ、計ゼロ。5、実質収支額229万9,000円、6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号 平成29年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。しがって、議案第59号 平成29年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会へ付託されました。

日程第19、議案第60号 平成29年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第60号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（藤永 大治 君）

1 ページをお開きください。実質収支に関する調書。

1、歳入総額1,022万円、2、歳出総額860万4,000円、3、歳入歳出差引額161万6,000円、4、翌年度へ繰越すべき財源、（1）継続費逓次繰越額ゼロ、（2）繰越明許費繰越額ゼロ、（3）事故繰越繰越額ゼロ、計ゼロ。5、実質収支額161万6,000円、6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

はい、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第60号平成29年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第60号平成29年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会へ付託されました。

日程第20、議案第61号平成29年度佐々町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第61号 朗読）

実質収支に関する調書の朗読は、水道課長をもってさせますので、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

1 ページ目をごらんください。実質収支に関する調書。

1、歳入総額7億3,878万4,000円、2、歳出総額7億97万円、3、歳入歳出差引額3,781万4,000円、4、翌年度へ繰越すべき財源、（1）継続費逓次繰越額ゼロ、（2）繰越明許費繰越額500万円、（3）事故繰越繰越額ゼロ、計500万円。5、実質収支額3,281万4,000円、6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第61号平成29年度佐々町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第61号平成29年度佐々町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会へ付託されました。

日程第21、議案第62号平成29年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第62号 朗読）

実質収支に関する調書につきましては、水道課長をもって朗読させますのでよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

1 ページをごらんください。実質収支に関する調書。

1、歳入総額2,463万円、2、歳出総額2,216万1,000円、3、歳入歳出差引額246万9,000円、4、翌年度へ繰越すべき財源、（1）継続費通次繰越額ゼロ、（2）繰越明許費繰越額ゼロ、（3）事故繰越繰越額ゼロ、計ゼロ。5、実質収支額246万9,000円、6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第62号平成29年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号平成29年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会へ付託されました。

日程第22議案第63号平成29年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第63号 朗読）

13ページの平成29年度佐々町水道事業報告書を水道課長によって、朗読させますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

13ページをごらんください。平成29年度佐々町水道事業報告書。

1、概要、（1）総括事項、給水の状況、本年度末の給水人口は1万3,823人で、前年度に比べ72人の増加、給水件数は6,108件で、118件の増加となりました。また、有収水量については、213万4,530立米で、5万7,934立米増加しました。有収率は86.3%で、前年度と比較し1.6%上昇しました。

建設改良事業の状況、主な建設改良事業は、平成28年度から繰越事業として都市計画街路棚方崎真申線配水管新設工事、町道小浦浜線配水管移設工事を行いました。また、安定した水源確保を目的として、河川公園内の深井戸から浄水場内まで導水管を布設する河川公園深井戸導水管新設工事（その1、その2）を行い、浄水場、配水池の整備として角山配水池制御盤新設工事他5件、配水管の整備事業として町道土手迎線配水管改良工事他6件を実施しました。

なお、新町地区配水管改良工事、四ツ井樋地区配水管改良工事については、発注時期を調整し、平成30年度へ繰り越すこととしました。

財政の状況、収益的収支（税抜）については、給水収益が3億3,744万3,300円で、前年度と比較して956万8,139円増加し、営業収益全体においては、960万9,289円の増加となりました。主な要因としては、小浦工業団地の使用水量の増加によるものです。

営業用費用は、2億2,494万6,000円で、前年度と比較して647万1,035円の減少となりました。内訳としては、原水及び浄水費で2,248万5,873円減少、配水及び給水費で394万2,148円減少、総係費で1,890万9,540円増額、その他営業費用で104万7,446円がそれぞれ増加しています。その結果、平成29年度の純利益は1億1,950万2,929円となり、前年度と比較して2,474万5,306円の増益となりました。

資本的収支については、配水管改良工事の消火栓移設負担金として138万4,800円及び配水管移設補償費として162万9,000円を受け入れ、支出においては建設改良費1億5,282万7,793円、企業債償還金4,276万7,785円を支出しました。その結果、当年度資本的収支は1億9,258万1,778円の資金不足を生じました。その不足額1億9,258万1,778円は、過年度分損益勘定留保資金1億3,926万961円、減債積立金4,200万円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調

整額1,132万817円にて補填しました。

まとめ、全国的には少子高齢化、節水器機の普及等により水需用が減少し、給水収入が減少する傾向にあります。本町においては、平成29年度は給水人口の増加、小浦工業団地の使用水量の増加もあり、給水収入は増加しています。しかしながら、今後は本町においても少子高齢化の影響が現れ、将来的には給水収入が減少してくることが予想されます。一方では、今後老朽化した施設の耐震化を含めた改良更新に要する費用など、投資的事業の増加が見込まれます。

よって、今後の事業経営にあたっては、平成28年度に策定した経営戦略や、本年度実施した佐々町水道事業更新計画策定業務をもとに、計画的、効率的な経営に取り組んでいきます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

はい、これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

はい、質疑もないようです。質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第63号平成29年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第63号平成29年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は、決算審査特別委員会へ付託されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

（14時34分 散会）